

議案第23号

寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

社会経済情勢の変化を考慮し、学校薬剤師の報酬額を改定するため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年寒川町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「81,900円」を「125,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行				改 正 案			
～ 略 ～				～ 略 ～			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
番 号	職 名	支 給 区 分	報 酬 額	番 号	職 名	支 給 区 分	報 酬 額
（ 略 ）				（ 略 ）			
3 5	学 校 薬 剤 師	同	<u>81,9</u> <u>00円</u> －	3 5	学 校 薬 剤 師	同	<u>125,</u> <u>000</u> <u>円</u>
（ 略 ）				（ 略 ）			
～ 略 ～				～ 略 ～			
				<u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>			